

本会議における 議案質疑

今定例会では延べ15名の議員が質疑を行いました。
こちらには、それぞれの議案に対する質疑の一部を
要約し、掲載しています。

議案第67号

市税条例の一部改正

初雁自由政令会

問減免規定に新たにただし書きを追加する理由は何か。

答今般の能登半島地震の発生を踏まえ、被災前の備えとして、大規模災害があった際に申請によらず減免を可能とする規定を追加しようとするものである。

問付則第10条の2における改正内容は何か。

答一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した固定資産に対して課する固定資産税等について、また、一定の区分に該当するバイオマス発電設備に対して課する固定資産税について、それぞれ課税標準の特例措置を講じようとするものである。

問減免規定の改正により、市民への影響はあるのか。

答災害時などにおいて、市民は申請書の提出の心配がなくなり、負担の軽減につながる。

議案第71号

児童福祉施設の設備等に関する 基準条例の一部改正

初雁自由政令会 | 無所属 | 日本共産党

問今回の改正に至った背景について伺う。

答こども未来戦略の方針を受け、内閣府令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、この基準に従い、条例を改正しようとするものである。

問条例改正前の保育所等の現状について伺う。

答認可保育所および認定こども園等に関し、令和6年4月1日時点での職員配置状況を確認したところ、改正後の配置基準を下回る施設はなかった。

問条例改正に伴う本市への影響について伺う。

答職員配置基準の見直しに併せ、公定価格の加算の一つとして4歳以上児配置改善加算が新設された。令和6年4月1日時点で本市の全園が加算要件を満たすため、施設型給付費給付額の増加が見込まれる。

問長年条例の基準より厚く保育士を配置してきた理由は。

答保育士の人員配置が手厚いことは、保育士と児童との関わりが深まり、保育の質の向上とともに保育士の負担軽減や労働環境の改善につながる。本市が以前から条例よりも多い人員配置としてきたのは、良質な保育を継続して提供し、児童の健やかな成長を図るためである。

問安全を高め、質の高い保育のための法改正を受けての条例改正である。今後どのような保育を目指すのか。

答このたび、国が配置を見直した目的は、安心してこどもを預けられる体制を整備するためと理解している。本市在住のこどもたちの健やかな成長のため、より質の高い保育の提供と関係機関との連携強化を図っていく。

問76年ぶりに4、5歳児の保育士配置基準が見直された。私立保育園の国の加算措置は、どのようになるのか。

答国の職員配置基準の見直しに併せ、公定価格の加算の一つとして、4歳以上児配置改善加算が新設された。当該加算の追加に伴う施設型給付費の増加見込み額は、令和6年4月1日時点で月額320万円程度となる。

問2025年4月から1歳児の配置基準が5対1になる予定だが、前倒しして対策を講じる必要があるのではないか。

答国の基準を上回り保育士の配置基準を手厚くすることは、保育士の負担軽減および質の向上に資するが、保育士の確保や民間保育所への補助金交付のための財源確保等が必要となる。事務事業の見直しによる財源確保や普通交付税措置の動向の注視が必要である。

議案第75号

保育ステーション条例の一部改正

公明党 | 初雁自由政令会 | 日本共産党

問送迎保育事業の見直しについて、事業者とどのような協議を行ってきたのか伺う。

答送迎保育事業における対象児童の年齢の引き下げや料金の見直し、一時預かり事業におけるリフレッシュ利用枠の拡充、利用手続に関する簡素化等について、事業者の意見を聞くとともに、市の考え方を説明し、改善点等の協議を行ってきた。

問今後の保育ステーション事業の展望について、どのように考えているのか伺う。

答今後は、改善策を着実に実施していくとともに、利用状況の分析、利用者からの意見聴取、事業者との協議を継続しながら、送迎保育事業の方向性も含めた検討や一時預かり事業の改善を図っていく。

